

# 令和4年4月1日より、フットサル施設の利用ルールが一部変更されます

## ▶障がいのある方のご利用について

構成員の5名以上が区内に在住で、下記いずれかの手帳をお持ちの方は利用料金が全額免除されます

- ・身体障害者手帳
- ・愛の手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

※障がい等級による制限はございません

## ▶団体代表者の年齢引き下げについて

令和4年4月から、民法の改正により、以下のとおり変更されます

団体登録時の代表者の年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げ